

資金繰りに悩まれている中小企業の皆様へ

経営の安定及び倒産の回避を図るため
円滑な長期資金の融通を支援します！

経営安定資金

融 資 対 象

● 次のいずれかに該当する中小企業者等

- 1 中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定に基づき、その住所地を管轄する市町長の認定を受けたもの
- 2 災害等突発的な事態の生起又は社会的・経済的環境の急激な変化により経営の安定に支障を生じているもの
- 3 指定再生手続開始申立等事業者に債権を有する関連中小企業者等であって当該債権の回収が困難なため経営の安定に支障を生じているもの
- 4 経営の安定に支障を生じた中小企業者で、経営の危機を克服する見込みがあるものとして商工会議所等の長の推薦を受けたもの

融資限度額

8,000万円

融資期間

運転・設備資金
10年以内
(据置期間2年以内)

融資利率

5年以内 2.3%
5年超 2.4%
※責任共有制度対象外の場合、
上記利率から△0.2%

保証料率

すべて保証付き
0.34~1.76%

融資の御相談・お申込み先

県内に支店のある金融機関
(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金等)

資金全般のお問合せ先

山口県信用保証協会 各営業店
又は 山口県経営金融課



お問い合わせ先：山口県産業労働部経営金融課金融支援班

E-mail : fin-3188@pref.yamaguchi.lg.jp TEL : 083-933-3188